

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市政所駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

まどころ商店街駐車場運営協議会

所在地 周南市政所二丁目1番1号

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(参 考)

まどころ商店街駐車場運営協議会の概要

1 設立の経緯

平成4年6月、旧新南陽土地開発公社が先行取得した土地について、同年12月に政所商店街振興組合から「土地使用願い（駐車場として利用）」が提出され、平成5年8月から来街者用の駐車場（政所駐車場）として供用を開始した。

その後、平成12年5月に政所商店街振興組合は解散したが、政所駐車場の管理・運営を主な目的として、商店街関係者により同年6月「まどころ商店街駐車場運営協議会」が設立され、現在に至る。

2 設立年月日 平成12年6月27日

3 所在地 周南市政所二丁目1番1号

4 目的

市街地における駐車場需要に応じ、交通事故や交通渋滞の原因となる違法駐車削減を図るとともに、多くの市民に利用される地域に根ざした商店街づくりを目指し、来街者の利便性の向上並びに政所商店街の振興を図る。

5 事業内容 政所駐車場の管理・運営

6 組織等

(1) 役員 7人（会長1人、理事4人、監査2人）

(2) 会員数 51人